

総合口座

2018年6月1日現在適用中

項目	内容
1. 商品名	総合口座
2. 対象取引	以下の各取引を総合口座として利用することができます。 ※ただし、満20歳未満の預金者は、②、③のご利用はできません。 ① 普通預金 ② スーパー定期、スーパーV（ファイブ）、期日指定定期預金、大口定期預金、および変動金利定期預金 ③ ②の定期預金を担保とする当座貸越
3. 販売対象	個人の方限定
4. 普通預金 定期預金 について	普通預金、定期預金の下記項目については各商品の説明をご参照ください。 ・期間 ・預入 ・払戻方法 ・利息 ・手数料 ・課税方式 ・付加できる特約事項 ・中途解約時の取扱い ・金利情報の入手方法 ・その他参考となる事項 ・お客さまへの重要説明事項
5. 当座貸越 について	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金についてその残高を超えて払戻しの請求があった場合には、この取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出します。 ・当座貸越の貸越極度は定期預金合計額の90%（千円未満は切り捨て）、または200万円のいずれか少ない金額。 ・当座貸越の貸越金利息は付利単位を100円とし、毎年2月と8月の普通預金利息決算時に1年を365日として日割計算のうえ、普通預金から引落とし、または貸越元本に組入れます。この場合の貸越利率は定期預金の約定利率に0.5%を加えた利率とします。 ・返済は随時返済とし、普通預金口座に入金または振込まれた資金は貸越残高に達するまで自動的に返済に充当します。 ・定期預金が複数ある場合は、約定利率の低いものから担保とします。

当行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先：全国銀行協会相談室（TEL 0570-017109 または 03-5252-3772）



池田泉州銀行